

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-02-04

近代日本土地所有権構造の形成と変容：土地と「ムラ」の法史学

川口, 由彦 / KAWAGUCHI, Yoshihiko

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 (科学研究費補助金) 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

5

(発行年 / Year)

2013-05

様式 C-19

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月 25日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2012

課題番号：21530013

研究課題名（和文） 近代日本土地所有権構造の形成と変容－土地と「ムラ」の法史学

研究課題名（英文） The Formation and Transformation of Modern Land-ownership Structure in Japan - The Legal History of Land and "Mura(Village)"

研究代表者

川口 由彦（KAWAGUCHI YOSHIHIKO）

法政大学・法学部・教授

研究者番号：30186077

研究成果の概要（和文）：江戸時代の領主・百姓関係は中世以来の重層的土地所有権構造を再編したものであった。重層的土地所有権とは、一つの土地につき一人のみ所有権者がいるという近代民法にみられる「一物一権」の構造とは異なって、一つの土地の上には複数の土地所有権者がいるという構造であった。

明治期の地主小作関係においても、依然として重層的土地所有権を維持し、これを変容させようとした第一次大戦後の小作立法もこの所有権構造を変革することはできなかったのである。

研究成果の概要（英文）：The relationship between landlords and peasants in Edo era was nothing more than restructuring multiple land-ownership which had existed since medieval times. On multiple land-ownership, there were some proprietors on one land, which is different from the idea of ownership where the "one right for one good" principle prevails under modern Civil Code.

The multiple land-ownership had been maintained on the relationship between landlords and tenants in Meiji era, after WW1, tenant legislations trying to change its structure had not succeeded.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学、法制史

キーワード：土地所有、調停、地租改正、年貢、地主小作関係

1. 研究開始当初の背景

日本の土地は、明治初期の一連の「地租改正」法令や、土地の「質入書入」法令などの整備を通じて、「公法」と区別された「私法」の世界の中にも制度的に位置づけられることとなった。土地を商品として把握して土地

移動を公証する制度が国家法令によって定められ、土地を「貸す」という制度が所有権認定とは別に構想されることとなったのである。

この「貸す」という発想は、他方で土地所有権に所有権原を独占させることを意味す

る。現に、地租改正以降の土地政策の中で、明治政府は、農地をめぐる地主・小作関係につき、「永小作」と「普通小作」を峻別するという方針を強力に推し進め、小作関係を地主の意思によって土地用益権者(小作人)が全面的に統制される「普通小作」に収斂せしめようとした。ここで「永小作」と呼ばれたのは、小作人の地位が地主の意思より独立しているもので、開墾地や干拓地に典型的にみられるような、小作人が当該農地を切り開き土地を「作って」、用益占有を継続してきたものである。

この結果、日本での小作人の地位は、「普通小作」を通例とし、「永小作」を例外とするものとなった。これを最終的に総括したのが、1898年に施行された民法典で、ここでは、「普通小作」は「不動産賃貸借関係」と構成されて「債権編」に編入され、「永小作」は例外措置として「物権編」中の「永小作権」規定に従うこととなった。

大正期に「生ける法」の考え方を提起し、従来の民法学を「概念法学」と呼んで徹底的に批判するとともに、実態に即した法の解釈を主張した末弘巖太郎は、家父長的な地主制を支えているのは「不動産賃貸借」規定であるとして、小作人・耕作者擁護のために、小作人の権利を「物権」化することを主張した。この末弘の発想は、食糧供給構造の変化に対応して耕作者・小作農の保護を追求していた当時の農商務省内の開明派官僚の方針と重なるものがあり、小作農組合の主張とも重なって、土地用益権の「物権」化は、第1次大戦後の有力な農政上の意見となった。

このような考え方は、末弘以降の法律学研究者に共有され続ける。太平洋戦争後において、水本浩、渡辺洋三らは、「土地所有権の近代化」を「土地用益権の物権化」と定位する説を展開した。この見解は、川島武宜が、「近代的所有権」の重要な構成要素として「所有権の絶対性」を指摘したことに対する批判ともなっている。すなわち、所有権一般においては、「絶対性」が近代性の構成要素だとしても、土地所有権においては「所有権」の絶対性は、土地所有権者に土地用益権者に対する絶対的優越性を与えているだけであり、用益権の「物権化」が見られない限り、「土地所有権の近代化」は完成しないというのである。

しかし、この見解には、大きな疑問がある。まず、川島がいう「所有権の絶対性」とは、「前近代」において、所有権が債権から分離せず、所有権侵害が不法行為等の債権的概念から独立して論じられない。すなわち、「物権的請求権」概念が独立していない状況を克服した状態として論じられているのであって、水本や渡辺が言う所有権者の意思の絶対的優越を指しているわけではないという重

要な論点のずれがある。また、1980年代初頭に戒能通厚、原田純孝らが、イギリスやフランスの実態に基づいて論証したように、所有権者の意思の制約が問題になるのは、物権化で問題とされる用益権の譲渡や転貸借の自由、第三者対抗力の問題ではなく、土地改良費償還問題であるという点も重要である。また、原田が実証したフランスの例から、フランス民法下でも土地用益権は債権として構成されており、これを債権とするか物権とするかは所有権者の意思の制約とは直接関係がないという点も注目する必要がある。このように考えると、「物権化」論は、理論的にも、実証的にも破綻しているといつてよく、日本近代の実態を検証することにより新たな理論の提示が必要とされていることは自明である。

2. 研究の目的

(1) 私は、1987年に東京大学法学部に提出した博士論文(1990年に、「近代日本の土地法観念」というタイトルで東京大学出版社より刊行)で、この問題を1920年代に展開した小作立法を具体的素材として考察した。そこでの結論は、近代日本にみられた地主的土地所有下の所有権構造は、土地所有権原が所有権に独占されていない、重疊的土地所有権として構成されており、この重疊構造を家父長的に再編したところにその特徴がある。このような土地所有権を物権・債権という枠組みで理解することは妥当でなく、民法の作り出す法的秩序と実態的な法外的秩序の併存という構造の下で理解する必要があるというものであった。

しかし、この時点では、このような法外的秩序がどのような規範維持システムによって保持されているのかという点が未解明であった。そこで、これを解明するため、平成12年度から14年度にかけてと、同15年度から17年度にかけて、2度にわたり「農地法の法史学的研究」という課題名の下、科学研究費補助金基盤研究(C)の交付を受け、この問題を府県レベルと町村レベルの小作調停記録から検討した。この結論は、平成18年4月に提出した研究成果報告書にあるように所有権構造の維持は通常「ムラ」と呼ばれてきた農業集落が行っていたというものであった。

しかし、ここまでの検討は、群馬県を基軸に、所有権構造を京都府、香川県、山口県との対比でとらえ、さらにより具体的に群馬県山田郡毛里田村の1920年代における状態を分析するところで終わっているため、本研究では検討素材を豊富にし、考察時期も農地改革までとしてこの問題の総括的分析を追究したい。

(2) 具体的には、近代日本の土地所有権構造について、明治後半期から昭和・戦後改革期にいたるまでの府県・町村資料にもとづき、重疊的所有権がどのようにして編成され、維持されていったのかを明らかにする。

全国的に戦前の小作慣行においては、小作期間を定めず、小作料の納入さえあれば小作継続を認めるということが一般的であった。この小作継続は、従来、地主による「恩恵」として理解されることが多かったが、県・市町村資料に即してみると、一方的な「恩恵」施与とはいえない。分散鑑圃状態と小農経営を前提とした日本の農村では、小作継続は、「ムラ」によって担保された耕作者保護システムによって保持されていた。このことを町村レベルにおいて、小農組合組織、協同組合組織、「ムラ」の協議組織(寄合)の資料をもとに明らかにする。その際に、特定町村の性格を明らかにするため、府県比較を行う。そして、このように解明した所有権構造が、大正末から昭和期にかけて、個別地主小作関係から独立した、地主・自作・小作人からなる協議機関(第三者機関)によって保持・調整されるようになることを解明する。

(3) 近代日本の土地所有については、これまで地主小作関係論として論じられることが多かったが、本研究は、これらと異なり、法制史学・法社会学の知見に基づく所有権構造論としてこれを分析する。このような研究的営為自体、他にみられないもので際だった独自性がある。また、日本法制史学における研究の大勢は今日においても中央政府の立法資料の検討を中心に行われており、地方資料を駆使した本研究は、この点でも大きな学問的意義がある。しかも、本研究は、この問題を地方制度の変容論とリンクさせつつ行うものであり、これも先行研究がなく、学問的に全く新たな領域を作り出すこととなる。このような意味で、本研究は、学問上重要な試みといえ、今後の法制史学のあり方に関わるような問題提起を果たすことができる。

3. 研究の方法

上記研究目的を追求するには、地方資料の収集と分析が不可欠である。このため、地方出張・資料調査を集中して行い、これら資料をデータベース化して分析する必要がある。この資料収集の方法は、デジタルカメラによる撮影ないし複写機によるコピーを主とし、これらが不可能な場合は筆写することとする。中央政府関係資料については、私はすでに、小作立法研究や農地改革研究などで大部分を収集し、また分析してその成果を公表した。この中央資料レベルで出した展望と地方資料を連結させ、「ムラ」のレベルの問題構造を解明することこそ本研究の主眼である。

(1) 調査対象は、これまでの科学研究費補助金によって調査を行った京都府、香川県、山口県、群馬県の4府県に、栃木県、秋田県、岩手県、新潟県の4県を加える。

このようにするのは次のような理由による。すでに述べたように、上記研究内容に直接関わる作業として、私は、群馬県山田郡毛里田村という行政村に注目してきた。それは、この村が、大正期の関東地域における小作争議の震源地の一つである群馬県の水田地帯に属しているということに由来する。明治末まで、平穏な在村耕作地主村落(中小地主村落)であったこの村は、1920年代に入ると小作人と地主の間に激しい対立(小作争議)が生じ、この対立は、村役場の手によって全村の小作地を調査して「標準小作料」を決定するという方法でなければ収拾できなかった。しかも、この「標準小作料」については地主の対応もまちまちで、これに応じて争議収拾形態も、当事者間の和解、小作調停申立・成立、訴訟と多様であった。このような事態は、上述した法外的秩序のもとにあった重疊的所有権構造が動揺し、秩序の再編成が必要となったこと。その際に、土地所有権構造の維持を法的秩序のもとで再編するというベクトルが生じ、このようなベクトルが行政村体制の再編という契機をも生み出したことを示している。こうした点から、この村は、本研究にあたって特筆すべき特徴を備えた調査対象であることが指摘できる。この村は、現在、群馬県太田市域に属しているが、太田市教育委員会には村役場資料が何点か残されており、これらによってかなり深く所有権構造の変遷の実態を知ることができる。

一方、この作業には、群馬県全体の村のあり方が、全国的に見てどのような特徴を持っているかという点の解明が不可欠であり、この点で、他府県との比較調査を行う必要がある。これまでの私の研究では、主に西日本の諸府県との比較を行ってきたので、これに東日本の地域を加える必要があり、上記4県を選定した。これは、これら4県の地方資料の残り方が比較的よいからである。

こうした研究計画のもとに調査を行うが、この調査が思ったように進まないことは起こりうる。というのは、近年、個人情報保護の観点から明治期以降の公文書につき、具体的人名(私人)が記載されている資料につき、閲覧制限や撮影制限が加えられることがあるからである。また、県レベルでの資料はある程度あっても町村レベル資料があまり残っていないということは起こりうる。このような場合は、ほかの府県に調査対象を移す必要があり、その候補としては、埼玉県、岩手県、宮城県、富山県を考えている。これらの県も、上記4県ほどではないが資料が比較的

残っている県として研究者間では知られている。

(2) 調査資料として重要なのは、府県資料では、大正元年および大正 10 年の小作慣行調査に際して作られた郡、町村レベルの慣行調査関連資料、地主組合関係資料、耕地整理関係資料、小作調停関係資料、自作農創設維持事業関係資料、農地委員会関係資料、農業委員会関係資料等である。

府県資料全般の概括的検討の後、町村資料に調査対象を移す。町村には、大字単位の資料や村単位の様々な組合・組織関係の資料があり、これらの資料を重点的に調査する。

このような作業を通じて選定した町村につき、「市町村史」刊行の有無、その際の資料リストの有無、それら資料への具体的アプローチを行う。このような資料の保存機関としては、郷土資料館、図書館、公民館が想定されるとともに、個人所蔵の資料も見逃すことができない。個人所蔵資料については、現地に行かないとわからないことも多く、個別町村での資料調査も含めて地域を特定した綿密な資料調査を展開する。

4. 研究成果

農村における地主小作関係は明治 6 年から 15 年 (1873 年～1882 年) の間に実行された地租改正事業を経て、明治 20 年代から 30 年代に形成された。

日本の地租改正は、江戸期を通じて維持された領主制を否定し、私的所有者を創出してこの私的所有者を担税者とすることを目的とした。

江戸期領主制のもとでは、一つの土地には一つの所有権しか存在しないという「一物一権」の考え方は存在しなかった。そこにあったのは、土地を占有し耕作する農民 (本百姓) は耕す・収穫するというかたちで土地を所有しており、領主は年貢を收取し道路や水利の整備を行い、紛争を調停するというかたちで所有しているという考え方、すなわち、重疊的所有権であった。これは、同時に土地関与者が生得の身分に応じた振る舞いをするを前提に形成されていたから、重疊的所有権は身分的所有権を基礎にできており、領主と百姓の関係は身分的土地所有権の相互承認といってもいい。

領主的土地所有権は、中世においては、「職」の連結として存在しており、所領の管理や収穫物の領得は、本家職、本所職、領家職から郡司職、下司職、地頭職、作職にいたるまで幾層もの身分的所有権者の連結システムとして構成されていた。

近世領主制は、これらの多層的な領主・百姓関係を再編成し、反権力のもとで領主権を集中管理するという姿をとってあらわれた。

すなわち、単一領主権と百姓所持権という二層の所有権の存在が近世的土地所有権の最大の特質であった (ただし、藩によっては地方知行を認めていた例もあった)。近世領主制は、中世領主制下で見られた、多層的重疊的所有権を再編し、これを藩国家に一元的に集中させる領主権と耕作者に認められた百姓所持権の重層というシンプルな構造に置き換えたのである。

この重疊的土地所有権構造のもとでは、領主の受け取る年貢は、百姓の土地利用の対価ではなかった。利用の対価という発想は、優れて近代的な概念であり、日本では民法制定 (1896 年)、同施行 (1898 年) にいたるまで、利用の対価という概念、すなわち、不動産賃貸借関係にもとづく賃料の授受という考え方は明示されていなかった。年貢は、利用の対価ではなく、重疊的土地所有権者の所有の実現と考えられていた。つまり、ある土地から農産物が採取されたとき、領主は領主的所有権の実現として、百姓は百姓所持権—百姓的所有権の実現として生産物を割取した。領主にとって年貢收取は、本来的身分的所有権のもとに生産物を直接的に領得することを意味し、農民の年貢支払い行為は、百姓の手を経た土地果実の取得であった。また、百姓が取得する生産物は、百姓所持権の行使であった。したがって、年貢滞納は、領主の本来的な所有権を侵害する行為であり、百姓が生産物を引き渡さなければ、それは、窃盗類似の行為となった。近代以降の世界では、土地所有権は所有権者自身の実力行使によって効果あらしめられるものだったから、年貢滞納という窃盗行為は、死を含む刑罰 (行政罰) の対象となった。

明治維新を経て、明治政府は、それまで物納を基本とした年貢を金納を原則とする租税收取に転換しようとした。江戸時代後期にはすでに土地の質流れ、年期売り等のかたちをとって土地の売買が広くみられるようになっていた。明治政府のもとに開設されていた公議所で副議長をしていた神田孝平は、「田租売買ノ議」を提出して私的所有の重要性を申述し土地の売買を自由にすれば、直ちに土地売買が広がり、市場を通して適切な土地価格が形成され、農民による経済合理的な農業経営が行われると述べた。これを採用した政府は 1872 年に土地売買の自由を認める「土地売買譲渡ニ付地券渡方規則」を發布した。これは、土地売買・譲渡が行われれば、その都度地券を発行するというものだった。

この構想は、土地売買を自由にすれば、私的土地所有権を広く一般化できるという楽天的な発想であり、現実には政府の考え通りに事は進まなかった。

これに対し、大蔵省租税頭に抜擢された陸奥宗光は、売価主義は現実的な方策でなく、

土地の生産力に基づいて客観的に地価を定めるという方策を主張し、明治6年に始まる地租改正の基本方針を設計した。

この地租改正事業は、領主・百姓関係においては、原則として領主への所有権付与を認めず、百姓所持権を私的所有権と捉え、領主的土地所有を否定した。一方、江戸後期以降、増大していた地主小作関係については地主を所有権者として、小作人に所有権を与えない方針が採用された。地租改正事業に際し、政府は、小作地を大きく「永小作地」と「普通小作地」に分け、小作人に強い権利を認める「永小作地」を限定的に認め、その他を地主の権利が強い「普通小作地」に転換しようとした。この結果、地主小作関係は近世にみられた重疊的所有権構造を継承し、このことを前提に民法不動産賃貸借規定が定められた。

地主小作関係は、重疊的身分的所有権のもとに展開され、このような慣行実態等複雑な連結構造を持つ民法が形成されたのである。

この構造を動揺させたのが第一次大戦後の農産物商品市場の拡大であり、これによって地主小作関係は、契約関係へと転化していく可能性を有することとなった。

この時期には小作争議が各地で大量に発生し、これに対処するため小作立法がさまざまなかたちで検討された。1924年に制定された小作調停法はこのような小作立法の動きの中で誕生した。小作調停法のもとでみられた小作調停は、小作料授受を厳密な形式的手続によって媒介されるものへと転化させ、この流れが戦前期の小作立法を促していくのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- ① 川口由彦、小作争議と小作調停－群馬県山田郡毛里田村の事例(1)、法学志林、査読無、108巻、2011、pp.146-196
- ② 川口由彦、小作争議と小作調停－群馬県山田郡毛里田村の事例(2)、法学志林、査読無、109巻、2012、pp.108-148

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

- ① 川口由彦、勁草書房、調停の近代、2011、138/417

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川口 由彦 (KAWAGUCHI YOSHIHIKO)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：30186077